参考様式１０　欠格条項に該当しないことの宣誓書（理事・監事用）

宣　　　誓　　　書

理事

監事

私儀、社会福祉法人○○○会の　　　　　就任にあたり、次の各号に該当していないことを宣誓します。

　１　社会福祉法第４４条第１項において準用する社会福祉法第４０条第１項各号

　２　破産手続開始の決定（破産法第３０条第１項）

平成　　年　　月　　日

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　印

社会福祉法人　○○○会

設立代表者　○○　○○　様

注１　役員就任時（重任含む）に、この様式により宣誓を行ってください。

注２　宣誓書のあて先は、当該法人の設立代表者（重任時：理事長）あてです。

注３　氏名は自署し、押印してください。

社会福祉法第４０条第１項

一　法人

二　成年被後見人又は被保佐人

三　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四　前号に該当する者を除くほか、禁錮(こ)以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

五　[第５６条](http://www.houko.com/00/01/S26/045.HTM#056)第８項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

破産法第３０条第１項

裁判所は、破産手続開始の申立てがあった場合において、破産手続開始の原因となる事実があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、破産手続開始の決定をする。

**一** 　破産手続の費用の予納がないとき（第２３条第１項前段の規定によりその費用を仮に国庫から支弁する場合を除く。）。

**二** 　不当な目的で破産手続開始の申立てがされたとき、その他申立てが誠実にされたものでないとき。

参考様式１０　欠格条項に該当しないことの宣誓書（評議員用）

宣　　　誓　　　書

私儀、社会福祉法人○○○会の評議員就任にあたり、次の各号に該当していない

ことを宣誓します。

　１　社会福祉法第４０条第１項各号

　２　破産手続開始の決定（破産法第３０条第１項）

平成　　年　　月　　日

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　印

社会福祉法人　○○○会

設立代表者　○○　○○　様

注１　評議員就任時（重任含む）に、この様式により宣誓を行ってください。

注２　宣誓書のあて先は、当該法人の設立代表者（重任時：理事長）あてです。

注３　氏名は自署し、押印してください。

社会福祉法第４０条第１項

一　法人

二　成年被後見人又は被保佐人

三　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四　前号に該当する者を除くほか、禁錮(こ)以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

五　[第５６条](http://www.houko.com/00/01/S26/045.HTM#056)第８項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

破産法第３０条第１項

裁判所は、破産手続開始の申立てがあった場合において、破産手続開始の原因となる事実があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、破産手続開始の決定をする。

**一** 　破産手続の費用の予納がないとき（第２３条第１項前段の規定によりその費用を仮に国庫から支弁する場合を除く。）。

**二** 　不当な目的で破産手続開始の申立てがされたとき、その他申立てが誠実にされたものでないとき。